



成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-33-2223  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



## 今後の時間外労働の上限規制への対応策

働き方改革の一環として、2019年4月より時間外労働の上限規制が法律化され、大企業から実施されることになりました（中小企業は2020年4月施行）。来年以降労働時間の管理が今まで以上に厳しくなっています。

時間外労働の削減を考える場合、どのような働き方が一番効率よく働けるか、就業時間を見直していくことも大事になってきます。労働基準法では、原則として法定労働時間1日8時間、週40時間を越えて労働させてはいけないことになっています。ただし、労働基準法には**変形労働時間制**という制度があり、法定労働時間を越えて労働しても、時間外労働にならない制度があります。

今回は1箇月単位の変形労働時間制を紹介します。



### ●1箇月単位の変形労働時間制とは●

1箇月以内の一定の期間を平均して1週間の労働時間が週40時間以下になっていれば、忙しい時期の所定労働時間が1日8時間、週40時間を越えていても、時間外労働とならない制度。

たとえば、従業員の就業時間を1日8時間・週5日勤務を1日10時間・週4日勤務に変更しています。1日10時間の勤務は法定労働時間を超えての勤務となりますが、週40時間以内に収まっているため、違法とはなりません。1日の勤務時間を延ばすことにより時間外労働も抑えることもでき、また従業員にとっては週休3日を実現しています。

労働時間	週休	労働基準法	時間外労働
通常 1日8時間週5日	2日休み	○	1日8時間週5日を超えた部分
<b>変形 1日10時間週4日</b>	<b>3日休み</b>	<b>○</b>	<b>1日10時間週4日を超えた部分</b>

ただし1箇月単位の変形労働時間制は便利な制度の反面、制度を理解せず、間違った解釈で運用した場合、違法となってしまう場合があります。

今後の労務管理として、時間外労働をどのように減らしていくか、企業努力が求められてきます。中小企業では限られた資本、従業員のなかで日々営業活動をしているため、労働時間管理、とりわけ時間外労働に苦慮されている企業は多いかと思えます。働き方改革の法律が施行される前に、一度、勤務時間を見直してみるのはいかがでしょうか。

労働時間の見直や今後の労務管理については弊社スタッフまでご相談ください。

小島 智

## 平成30年度最低賃金が10月1日より改定されます！

平成30年度長野県の最低賃金は**821円**となります。平成29年度から**26円の引き上げ**となりました。長野県以外では24円～27円の引き上げとなり、山梨県 810円・東京都 985円となります。

時給の方以外にも、日給や月給の方の時間当たりの金額が最低賃金を下回っていないかの確認も必要です。

<計算式 月給の場合>

$$\text{時間当たりの金額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (除く: 通勤手当・精皆勤手当・家族手当)}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}}$$

注)所定外労働に対する賃金は計算へ含まれません



最低賃金を下回っていると、罰則が科せられる場合があるので注意が必要です。

宮下 いづみ